

議会運営委員会

令和 7 年 6 月 2 4 日（火）

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

○南委員長 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより議会運営委員会を開催させていただきます。

それでは、まず初めに市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和 7 年第 2 回定例会のための議会運営委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案につきましては、議案第 4 3 号、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第 4 9 号、令和 6 年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの議案 7 件で、内容といたしましては、条例の一部改正議案が 2 件、補正予算議案が 3 件、決算の認定が 2 件でございます。

これら提出議案の詳細につきましては総務課長より説明いたさせます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、提出議案の説明を求めます。

○森本総務課長 おはようございます。総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和 7 年第 2 回尾鷲市議会定例会への提出議案について御説明いたします。

議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 4 3 号でございます。尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、本年 3 月末をもって尾鷲市宮野球場の解体工事が完了いたしました。このことから、当該施設に係る部分の条例を削る必要がありますことから、条例の一部を改正するものであります。

次に、3 ページの議案第 4 4 号でございます。尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正についてにつきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法、こちらにより、盛土行為が国の直接規制とする仕組みが施行されましたことから、本市の条例における土砂等の埋立て等の許可及び届出に関する規定を整備する必要

がありますため、条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第４５号から議案第４７号までの補正予算関連議案につきまして、令和７年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）主要事項説明に基づき説明させていただきます。

主要事項説明の１ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、予算集計表にありますとおり、一般会計で２億１，４２８万２，０００円、特別会計の国民健康保険事業会計で４８万４，０００円を、歳入歳出それぞれに追加するものであります。また、企業会計の水道事業会計は、歳入を８，９８０万円、歳出を１億１，０２０万円、それぞれ増額するものであります。

２ページを御覧ください。一般会計の歳入であります。

１４款国庫支出金７，１８３万６，０００円の増額の主なものは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金６，８０７万３，０００円の増額で、内訳といたしましては、定額減税補足給付金分として５，６３７万９，０００円、商品券発行事業分として１，１６９万４，０００円であります。

次に、１５款県支出金９５０万５，０００円の増額は、北浦児童公園トイレ整備事業に対する熊野古道伊勢路環境整備事業総合補助金であります。

次に、１７款寄附金２００万円の増額は、地方創生応援寄附金として、市外の１事業者様から御寄附をいただいたものであります。

次に、１８款繰入金４，７３３万７，０００円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、２０款諸収入７，２２０万４，０００円の増額は、標準準拠システム設計・開発業務等に対するデジタル基盤改革支援補助金６，１８６万円の増額及び市内２地区のコミュニティ事業が採択されたことに伴いまして一般コミュニティ助成事業補助金４８０万円、戸籍総合システム機器借上料精算金５５４万４，０００円の、それぞれの追加であります。

次に、２１款市債１，１４０万の増額は、北浦児童公園トイレ整備事業に対する都市公園事業債の追加であります。

続きまして、３ページを御覧ください。歳出であります。

款別の補正額につきましては記載のとおりであります。

このうち主なものにつきまして、次のページの歳出明細書で御説明いたします。

まず総務費は、一般管理費の情報化推進事業で、戸籍システム標準化対応業務委

託料及び標準準拠システム設計・開発業務委託料、合わせて6,234万1,000円の増額であります。コミュニティーセンター費は、市内2地区に対するコミュニティ助成事業補助金480万円の追加であります。税務総務費につきましては、定額減税補足給付金給付事業5,637万9,000円の追加、また、戸籍住民基本台帳費は、戸籍総合システム振り仮名対応業務委託料269万7,000円の増額であります。

次に、民生費の児童措置費は、頂きました寄附金を活用して、とちのもり保育園の遊具を整備するもので、218万9,000円の追加であります。生活保護総務費につきましては、生活保護システム改修業務委託料213万4,000円の追加であります。

次に、商工費の商工振興費は、商品券発行事業業務委託料5,593万、おわせよいとこスタンプ会事業費補助金125万円の追加が主なものであります。

次に、土木費の公園費は、北浦児童公園トイレ整備工事請負費2,091万1,000円の追加が主なものであります。

次に、教育費の文化会館費は、人事院勧告に伴う給与改定分として、尾鷲市民文化会館指定管理料377万7,000円の増額であります。

5ページを御覧ください。債務負担行為補正であります。

追加1件は、し尿収集車購入費で、期間を令和8年度、限度額を1,366万9,000円と定めるものであります。

次に、6ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正額は歳入歳出それぞれ48万4,000円の追加で、歳入につきましては、2款県支出金で、特別交付金48万4,000円の増額、歳出につきましては、1款総務費で、システム改修業務委託料48万4,000円の増額であります。

次に、7ページを御覧ください。水道事業会計補正予算（第1号）であります。

収益的収入及び支出の支出では、矢ノ浜国道42号線沿線にあります矢ノ浜浄水場敷地を、紀北消防組合本部及び尾鷲消防署建設用地として売却する予定でありますことから、売却予定代金と簿価の差額1億1,020万円を特別損失として増額するものであります。

また、資本的収入及び支出の収入につきましては、土地の売却代金として、固定資産売却代金8,980万円の追加であります。

補正予算関連議案の説明は以上であります。

次に、議案書に戻りまして14ページのほうを御覧ください。

14ページの議案第48号であります令和6年度尾鷲市病院事業会計決算の認定についてと、15ページの議案第49号、令和6年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての2議案につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に対し、その意見をつけて、議会の認定に付するものであります。また、決算に係る尾鷲市公営企業会計決算審査意見書につきましては、タブレットに記載しておりますので、御参照のほど、お願いいたします。

以上をもちまして提出議案の説明とさせていただきます。御審議のほど、お願いいたします。

○南委員長 ありがとうございました。

以上が提出議案の説明でございます。

特に提出議案の説明について御質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○西川委員 議案44号をもう一回送ってください。

○森本総務課長 こちらにつきましては、国のほうの盛土規制法、こちらのほうが施行されました。こちらのほうにつきまして、まず国のほうで法整備されましたので、尾鷲市のほうの条例、こちら、盛土条例のほうを、こちらのほうを、許可制があった部分に関しまして、まず届出制に改めるというような部分がございます。そちらの整備をさせていただくものであります。

○西川委員 これは、建設残土とは関係ないということですか。宅地のみということですか。

○森本総務課長 種類によって、面積によっていろいろ変わりますので、それぞれの条件によって変わってきます。ですので、建設残土とか、そういうのじゃなしに、1メートルの高さとか面積とかいう形が整理されるというものでございます。

○西川委員 今、隣町で残土が問題になっていきますよね。その件なのか、それとも、建設残土といえ、例えば土木工事でも建設副産物です。それを使って、例えば宅地を造成したいってなったときに、高い低い、当然、山崩し、行いますよね。そのときは、これが適用されたら、思ったような宅地造成より、もっと面積が広がってくるんじゃないのかなと思いましたんですけど。

○森本総務課長 委員のおっしゃるとおり、懸念する部分はございますけれども、面積等条件、それぞれ細かく決められていると思いますので、その点について、また詳細について、委員会等、行政常任委員会のほうで御説明さしあげたいと思って

おります。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、提出議案の質疑は終了させていただきます。

引き続きまして、会期及び議事日程（案）について、事務局長より説明を求めます。

○高芝議会事務局長 それでは、次に、会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、7月1日火曜日から15日火曜日までの15日間でございます。

会議はいずれも午前10時開会とさせていただきます。

7月1日に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明（審議留保）、これは、先ほど執行部から説明がございました議案第43号、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第49号、令和6年度尾鷲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてまでの計7議案についてでございます。

翌2日水曜日から4日金曜日までは議案調査、5日、6日は土日のため休会となります。

7日月曜日午前10時より本会議を再開し、1日に上程、提案されております議案に対する質疑の後、所管の行政常任委員会に付託していただき、その後、一般質問に入っていただきます。

10日木曜日、11日金曜日は行政常任委員会を開催し、付託議案及び所管事項の審査を行っていただきます。

14日月曜日は予備日とし、15日火曜日午前10時から本会議を再開し、付託議案の委員会における審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき閉会となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまの会期及び議事日程（案）について、特に御意見のある方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、この日程でさせていただきます。

次に、一般質問通告からの説明をお願いいたします。

- 高芝議会事務局長　関連がございますので、事項書３から５を一括して説明させていただきます。

それでは、各発言通告書について説明させていただきます。

まず、一般質問発言通告書提出期限及び議案質疑発言通告書提出期限につきましては、２日水曜日の午前１１時までとさせていただきます。なお、この２日水曜日には、午前１１時から議長室におきまして、一般質問の順番を抽せんしていただく予定でございますので、よろしくお願いします。

次に、討論発言通告書提出期限につきましては、１４日月曜日の午前１１時までとさせていただきます。また、ただいま、議案付託表（案）のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

- 南委員長　ただいまの説明で特にありませんか。

今、局長から説明がございましたけれども、一般質問通告提出期限の７月２日、午前１１時が締切りで、その後に議長室で一般質問の順番のくじ引をする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 南委員長　他にないようですので、最後に議場のクーラーの件なんですけれども、１日は修繕がまだ難しいという話ですので、恐らく一般質問あたりには回復するであろうという予定ですので、それについて、総務課長、ちょっと説明をお願いします。

- 森本総務課長　現在、先日御迷惑をかけました空調の部分に関しまして、早速業者のほうにお願いいたしまして、故障箇所等もめどが立っておるんですけれども、部品の調達についてちょっと時間がかかるというような話もございまして、ただ、早急に調達して対応するように業者のほうには強くお願いしておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

- 南委員長　できるだけ１日に間に合うようによろしくお願いします。

それじゃ、今年１年、佐々木副委員長と一緒に議会運営委員会をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会を終了いたします。

（午前１０時１７分　閉会）